

構想・計画段階における環境配慮のあり方について (中間報告)

平成 26 年 11 月 27 日
環境都市推進課

1. 背景

平成 23 年度に行われた環境影響評価法の改正により，国が行う一定規模以上の許認可・補助事業には，計画段階における環境配慮書の作成及び公開が義務付けられた。

こうした動きを踏まえ，「事業者側に過度な負担を強いることのないよう適切な配慮を行う」とともに，「既存の諸制度との十分な整合を図る」ことを基本として，昨年度，本市における“構想・計画段階における環境配慮のあり方”に関する検討に着手をした。

2. 経過

本市における“構想・計画段階における環境配慮のあり方”に関する議論を深めるため，平成 25 年 11 月，「構想・計画段階における環境配慮のあり方検討会」（以下，「検討会」という。）を環境部内に設置し，5 名の有識者をアドバイザーとして迎え，作業を進めてきたところ。

〈アドバイザー〉 ※50 音順

- ・ 風見 正三 氏（宮城大学事業構想学部教授，仙台市市民公益活動促進委員会委員長）
- ・ 鈴木 陽一 氏（東北大学電気通信研究所教授，元仙台市環境影響評価審査会会長）
- ・ 中静 透 氏（東北大学生命科学研究科教授，仙台市環境審議会副会長）
- ・ 原科 幸彦 氏（千葉商科大学政策情報学部教授，元国際影響評価学会会長）
- ・ 平吹 喜彦 氏（東北学院大学地域構想学部教授，元仙台市環境影響評価審査会副会長）

〈検討会の開催状況〉

第 1 回 平成 25 年 11 月 7 日（火）

構想・計画段階における環境配慮に関する自由討議

第 2 回 平成 26 年 1 月 23 日（木）

検討テーマ：情報公開と住民参加について

第 3 回 平成 26 年 4 月 17 日（木）

検討テーマ：情報公開と住民参加を促進するための具体的手法等について

第 4 回 平成 26 年 5 月 22 日（木）

検討テーマ：事業実施に関する社会的合意形成のあり方について

第 5 回 平成 26 年 7 月 17 日（木）

検討テーマ：制度化に向けた基本的考え方や論点等について

第 6 回 平成 26 年 10 月 16 日（木）

検討テーマ：中間取りまとめについて（第 1 回）

第 7 回 平成 26 年 11 月 20 日（木）

検討テーマ：中間とりまとめについて（第 2 回）

3. 制度化に向けた考え方

(1) 基本的な認識

本格的な人口減少・少子高齢社会を迎える中、本市が将来にわたって「住みたい街」、「訪れたい街」として持続的な発展を目指す上では、「杜の都」という誇るべき貴重な資産を次の世代へと確実に継承していくことが必要である。

本市の“構想・計画段階における環境配慮”は、この「杜の都」の恵み豊かな環境を未来に向けて守り、そして育んでいくという共通の目的のもと、市民・事業者・市の協働と相互理解がより一層促進されることを目指し、制度化が図られるべきである。

(2) 目指すべき方向

本市が将来にわたって「杜の都」の環境を保全し、持続可能な社会の実現を図るためには、①周辺環境に影響を与え得る全ての事業を対象に、②より早い段階（構想・計画段階）において、③いわゆる「複数オプション」や「ゼロオプション」を含めた環境影響評価を行い、④その結果をめぐる地域住民などステークホルダーとの実効性のある意見交換（いわゆる「意味ある応答」）を通じ、当該事業の内容がより環境に配慮したものに修正され得る手続きとすることが望ましい。

このような手続きが適切に運用されることにより、事業者にとっては、適切な社会的合意のもと、地域住民の信頼が醸成される中、円滑な事業実施が可能となる。また、地域住民の側にあっては、自らの声が対象事業に反映されることを通じ、身近なまちづくりへの関心が高まり、ひいては「杜の都・仙台」に対する愛着がより一層深まることが期待される。

(3) 実現に向けた課題

一方、「周辺環境に影響を与え得る全ての事業」を対象として環境影響評価を行うことは、実務上、相当困難であり、また経済性の観点から見ても問題なしとは言えない。加えて、「ゼロオプション」を含め、構想・計画段階から事業内容の公表等を行うことは、経済上の諸活動にも様々な影響が及ぶものとなるため、これを直ちに全ての民間事業者に義務付けるには多くの課題がある。さらに、国や県など公的部門においても、それぞれが有する意志決定手続きとの整合を図る必要があるなど別途考慮すべき点が少なくない。

(4) 当面の対応

以上から、当面は「仙台市が主体的に関わる事業」を対象として制度化を図り、その運用実績を積み重ねながら、将来的な対象拡大を目指すこととし、具体的には、これまで本市が実施する事業に関し、構想・計画段階から環境影響の回避・低減を図るべく運用してきた「仙台市環境調整システム」(別添資料2-2参照)を前述した方向に沿って拡充、強化するものとする。

4. 制度設計のポイントと検討課題

仙台市環境調整システムの拡充，強化に当たっては，以下に示す基本的な考え方を踏まえるものとする。

- ①**本市が主体的に関わるもので環境に影響を与え得る事業を対象とすること。**
 - ・対象とする事業の種類，要件等。
- ②**構想・計画段階（基本設計等の着手前）において，できる限りの環境配慮を行うためのアセスメント（以下，「(仮称)早期配慮アセス」とする。）を実施すること。**
 - ・「基本構想」「基本計画」の策定作業との連関。
 - ・複数オプションやゼロオプション設定等のあり方。
 - ・アセスメントの具体的な手法。
- ③**（仮称）早期配慮アセスの結果を広く公表し，市民等に意見を求めるものとする。**
 - ・結果公表並びに意見聴取の手法。
- ④**（仮称）早期配慮アセスの結果並びに市民等からの意見聴取の手法等については，「外部審査組織」のチェックを経るものとする。**
 - ・外部審査組織の構成，権能等。
 - ・審査のあり方。
- ⑤**事業者は（仮称）早期配慮アセスに関わる一連の手続きを経なければ，基本設計等に着手できないものとする。**
 - ・庁内意志決定手続き，予算編成，その他の制度等との整合。

なお，昨今は環境配慮に積極的な民間事業者も数多く見られることから，これら事業者にも本制度が積極的に活用されるよう方策を講じる。

5. 今後のスケジュール（案）

- ・平成 26 年度：検討会における議論を踏まえ，制度内容の具体化と並行して庁内関係部署との調整を進める。
- ・平成 27 年度：具体的な事例による試行（パイロットスタディ）を通じて制度内容の細部に係る詰めを行う。
- ・平成 28 年度：運用開始（新要綱を施行）。
民間事業者等への対象拡大に向け引き続き検討。